

一般財団法人南アルプスみらい財団
個人番号の提供を受ける際の本人確認の措置に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人南アルプスみらい財団（以下「財団」という。）特定個人情報保護規程（以下「保護規程」という。）第16条（個人番号の提供を受ける際の本人確認措置）に規定する財団が個人番号の提供を受ける際の本人確認措置に関する事項を定めることを目的とする。

(個人番号の提供を受ける場合)

第2条 財団が通常業務において個人番号の提供を受ける場合は、次のとおりである。

(1) 本人から個人番号の提供を受ける場合

保護規程別表1「個人番号取扱事務一覧」の(1)、(2)、(3)ないし(11)に定めた事務のうち、法令により財団が提出すべき義務を負う書類に個人番号を記載するために、本人から個人番号の提供を受ける場合が、これに該当する。

(2) 代理人から個人番号の提供を受ける場合

前号の本人が代理人を介して財団に個人番号を提供する場合のほか、保護規程別表1「個人番号取扱事務一覧」の(3)（国民年金法の第2号被保険者である従業員等が、その配偶者の個人番号を記載した国民年金第3号被保険者関係届を財団に提出する場合は、当該届の提出義務者である配偶者が財団職員等を代理人として財団に個人番号を提供するものとする。）が、これに該当する。

(3) 個人番号利用事務実施者から個人番号の提供を受ける場合

(4) 個人番号関係事務実施者から個人番号の提供を受ける場合

扶養控除等(異動)申告書のように、法令により職員等が財団を經由して個人番号利用事務実施者に提出すべきものとされている書類に、職員等の扶養家族の個人番号が記載されるために、財団が職員等からその扶養家族の個人番号の提供を受ける場合は、当該職員は個人番号関係事務実施者であり、財団が個人番号関係事務実施者から個人番号の提供を受ける場合に該当する。

(本人確認の措置)

第3条 財団が、本人又はその代理人から個人番号の提供を受けるとき(前条第1項第1号及び第2号)は、本人確認の措置として、下記事項の確認をしなければならない。

(1) 本人から個人番号の提供を受ける場合（前条第1項第1号）		
確認事項	番号確認	身元確認
	提供を受ける個人番号が正しい番号であることを確認する。	提供者が本人であることを確認する。

(2) 代理人から個人番号の提供を受ける場合（前条第1項第2号）			
確認事項	本人の番号確認	代表権の確認	代理人の身元確認
	提供を受ける個人番号が本人の正しい番号であることを確認する。	本人と代理人の関係（代理権）を確認する。	代理人の身元を確認する。

第2章 本人から個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置

（本人から個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）

第4条 本人から個人番号の提供を受ける場合（第2条第1項第1号）の番号確認及び身元確認は、原則として、以下(1)ないし(2)のいずれかの方法で行う。

	番号確認	身元確認
(1)	個人番号カードの提示	
(2)	通知カードの提示	写真付きの身分証明書（運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、その他個人番号利用事務実施者が適当と認める書類）の提示
(3)	個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提示	同上

2 本人から個人番号の提供を受ける場合の番号確認において、前項(1)ないし(3)の方法によることが困難であるときは、これらに代えて、次のいずれかの方法によることができる。

(1)ないし(3)が困難であるときの番号確認	
①	過去に本人確認の措置をして、本人にかかる特定個人情報ファイルを作成していた場合には、当該特定個人情報ファイルの確認
②	源泉徴収票等、官公署から発行・発給された書面その他これに類する書類であって、個人番号利用事務実施者が適当と認めるものの確認

3 本人から個人番号の提供を受ける場合の身元確認において、第1項(1)ないし(3)の方法によることが困難であるときは、これらに代えて、①及び②で示す書類のうち2つ以上の書類の確認によることができる。

(1)ないし(3)が困難であるときの身元確認	
①	公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
②	官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの

4 職員等、財団と雇用関係にある等の事情により、人違いでないことが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める者から個人番号の提供を受ける場合は、身元確認書類の提示を要しない。

(本人から郵送で個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)

第5条 本人から郵送で個人番号の提供を受ける場合の本人確認(番号確認及び身元確認)は、前条に定める書類又はその写しの提出により行う。

(オンラインで本人から個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)

第6条 本人からオンラインで個人番号の提供を受ける場合の本人確認(番号確認及び身元確認)は、原則として、個人番号カードのICチップの読み取りにより行う。

2 前項に定める方法のほか、法令が定める方法による本人確認(番号確認及び身元確認)の措置によることができる。

第3章 代理人から個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置

(代理人から個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)

第7条 財団が、代理人から個人番号の提供を受ける場合(第2条第1項第2号)における本人の番号確認は、原則として、以下(1)ないし(3)のいずれかの方法で行う。

本人の番号確認	
(1)	本人の番号カード(又はその写し)の提示
(2)	本人の通知カード(又はその写し)の提示
(3)	本人の個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書(又はその写し)の提示

2 代理人から個人番号の提供を受ける場合の代理権および代理人の身元確認は、原則として、以下の方法で行う。

	代理権の確認	代理人の身元確認
法定代理人の場合	戸籍謄本その他の資格を証明する書類の提示	代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書の提示
		代理人が法人の場合は、登記事項証明書その他

		の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類の提示
任意代理人の場合	委任状の提示	代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書の提示
		代理人が法人の場合は、登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類の提示

- 3 代理人から個人番号の提供を受ける場合の番号確認は、第1項(1)ないし(3)の方法によることが困難であるときは、これらに代えて、次のいずれかの方法によることができる。

(1)ないし(3)が困難であるときの本人の番号確認	
①	過去に本人確認の措置をして、本人にかかる特定個人情報ファイルを作成していた場合には、当該特定個人情報ファイルの確認
②	個人番号利用者事務実施者が適当と認める書類の確認

- 4 代理人から個人番号の提供を受ける場合の代理権及び代理人の身元確認は、第2項の方法によることが困難であるときは、以下の方法で行う。

第2項の方法が困難であるとき		
代理権の確認	代理人の身元確認	
代理権を証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類の提示	①及び②で示す書類のうち2つ以上の書類の確認	
	①	公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
	②	個人番号利用事務実施者が適当と認める書類

- 5 代理人が財団の職員である等、財団と雇用関係にある等の事情により、代理人が人違いでないことが明らかであると個人番号利用事務実施者が認めるときは、代理人の身元確認書類の提示を要しない。

(代理人から郵送で個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)

第8条 代理人から郵送で個人番号の提供を受ける場合の本人確認（番号確認、代理権の確認及び代理人の身元確認）は、前条に定める書類又はその写しの提出により行う。

（代理人からオンラインで個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置）

第9条 代理人からオンラインで個人番号の提供を受ける場合の本人確認（番号確認、代理権の確認及び代理人の身元確認）は、法令が認める方法により行う。

第4章 電話による個人番号の提供

（電話による個人番号の提供）

第10条 既に本人確認の措置をとった上で特定個人情報ファイルを作成している場合は、個人番号関係事務の処理にあたって当該特定個人情報ファイルにおいて個人情報を検索、管理する場合に限り、電話で個人番号の提供を受けることができる。

2 前項の場合の本人確認は、以下の方法で行う。

(1) 本人から個人番号の提供を受ける場合			
確認事項	番号確認	身元確認	
	当該特定個人情報ファイルの確認	本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告	
(2) 代理人から個人番号の提供を受ける場合			
確認事項	本人の番号確認	代表権の確認	代理人の身元確認
	当該特定個人情報ファイルの確認	本人及び代理人しか知り得ない事項その他個人番号利用実施者が適当と認める事項の申告	同左

第5章 個人番号関係事務実施者たる従業員等からの扶養家族の個人番号の提供

（個人番号関係事務実施者たる従業員等から扶養家族の個人番号の提供を受ける場合）

第11条 職員等が財団を経由して個人番号利用事務実施者に提出する書類に職員等の扶養家族の個人番号が記載されるために、財団が職員等から扶養家族の個人番号の提供を受ける場合（第2条第1項第(4)号）は、当該職員等は、個人番号関係事務実施者として扶養家族の本人確認を行わなければならない。

2 前項の場合、職員等は、扶養家族の個人番号及び特定個人情報が外部に漏えいすることのないように努めなければならない。

附 則

この規程は、令和4年7月22日から施行する。